



埼玉県報

第 3069 号
平成 31 年(2019 年)
1 月 8 日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県県民活動総合センターの指定管理者の指定（共助社会づくり課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（水環境課）
- 埼玉県立児童養護施設いわつきの指定管理者の指定（社会福祉課）
- 埼玉県産業文化センターの指定管理者の指定（産業労働政策課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 埼玉県種苗センターの指定管理者の指定（生産振興課）
- さいたまスーパーアリーナの指定管理者の指定（都市整備政策課）
- 東松山都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 草加都市計画下水道事業八潮公共下水道の事業計画の変更認可（都市計画課）
- こども動物自然公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 熊谷スポーツ文化公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- 埼玉スタジアム 2002 公園の指定管理者の指定（公園スタジアム課）
- さいたま文学館の指定管理者の指定（文化資源課）

告 示

埼玉県告示第六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県県民活動総合センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人いきいき埼玉

埼玉県北足立郡伊奈町内宿台六丁目二十六番地

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七号

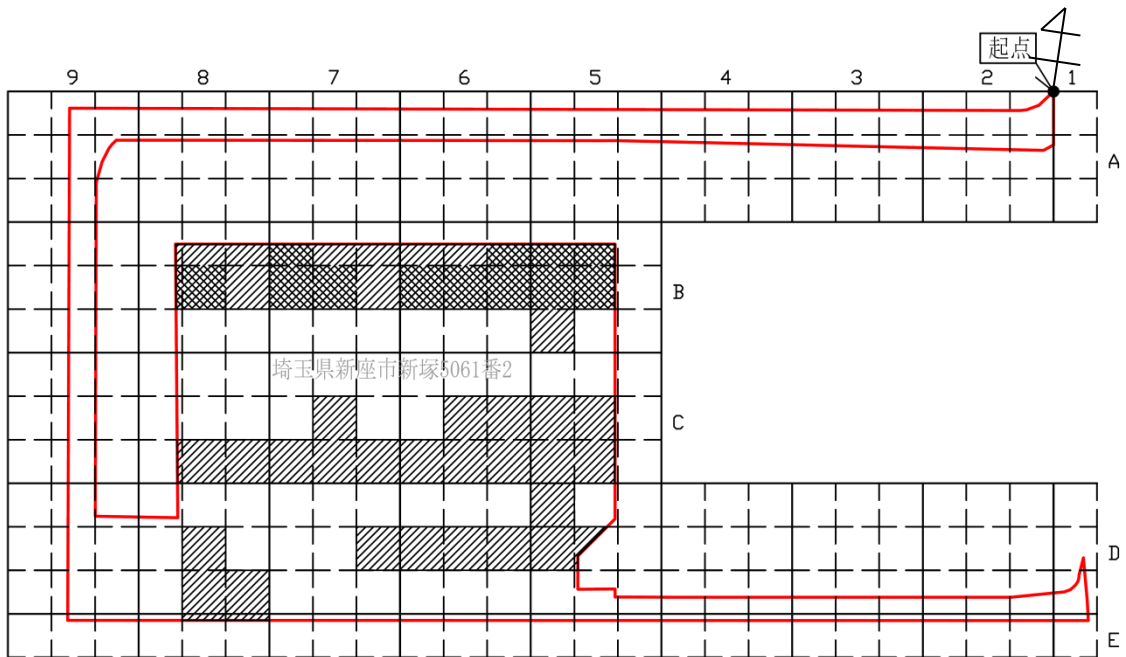
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年埼玉県告示第八百二十九号により指定した区域の指定を次のとおり全部解除する。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域
別図のとおり（埼玉県新座市新塚五千六十一番二の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 四 講じられた汚染の除去等の措置
基準不適合土壌の掘削による除去

別図



- <凡例>
- 調査対象地
 - 30m格子
 - 単位区画
 - 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
(鉛及びその化合物、土壤溶出量・含有量)
 - 形質変更時要届出区域の指定を解除する区域
(鉛及びその化合物、土壤含有量)

【起点】
 起点は埼玉県新座市新塚5061番2の最北端から南へ307.22m、東へ84.67mの位置とした。

【格子の回転角度 (83°)】
 起点を支点として、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線を右に83°回転させて得られる線により、調査対象地を区画した。

告 示

埼玉県告示第八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県立児童養護施設いわつきの指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

社会福祉法人埼玉県社会福祉事業団

埼玉県比企郡嵐山町古里千八百四十八番地

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県産業文化センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県産業文化センター

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

告示

埼玉県告示第十号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
柿沼 克男	埼玉県加須市	埼玉県加須市柳生字庚塚千二百五十三番一ほか三筆	一、八四四
合同会社いろな	埼玉県加須市	埼玉県加須市根古屋字向沼五百八十九番一ほか十四筆	一三、四二〇
合同会社小川農園	埼玉県加須市	埼玉県加須市中種足三千八百十七番	六、五九九
嶋村 貴大	埼玉県加須市	埼玉県加須市日出安字上六百八十五番一ほか六筆	五、五五二
関口 弘幸	埼玉県加須市	埼玉県加須市日出安字外柵見七十八番ほか七筆	五、七七七
関根 栄治	埼玉県加須市	埼玉県加須市日出安字新道下三百十二番一ほか五筆	六、〇九七

梅澤 功	飯野 作壽	有限会社早川農 場	山口 茂男	中森農産株式会 社	遠井 勝	遠井 修一	遠井 明	綱川 みつ江	綱川 晃	竹内 信雄
町 埼玉県大里郡寄居	埼玉県深谷市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市	埼玉県加須市
埼玉県深谷市畠山 字荒屋敷八百九十 七番ほか二筆	埼玉県深谷市畠山 字如意四百四十七 番一	埼玉県加須市戸崎 字城附五百三番ほ か二筆	埼玉県加須市日出 安字新道下三百二 十五番一	埼玉県加須市阿佐 間字芝二十五番ほ か二百四十筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百六番 ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字内柵見百九十 三番	埼玉県加須市日出 安字外柵見五十五 番ほか一筆	埼玉県加須市日出 安字新道上六百四 十六番一	埼玉県加須市日出 安字内柵見二百八 十番	埼玉県加須市日出 安字内柵見百四十 五番ほか一筆
三、一六一	一、九六八	一、八二四	九七九	二七二、八一九	一、九九七	五六一	一、八〇六	九〇五	四七一	一、一五八

原力	萩原務	農事組合法人 トワファーム	嶋田忠夫	河野和功	河田安雄	川田孝雄	株式会社ヨシミ アグリビジネス	株式会社マルチ ファーム	株式会社菜根譚 農園	株式会社グリーン ネストファーム
埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県熊谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市
埼玉県深谷市 島山 八百九十 番一ほか三筆	埼玉県深谷市新戒 字株木千三百十番	埼玉県深谷市島山 字五ヶ所七百五十 七番一ほか十一筆	埼玉県深谷市新戒 字稻荷木千六百三 十二番一	埼玉県深谷市本田 字山ノ腰三千八百 七十一番一	埼玉県深谷市中瀬 字前川原五十五番 一	埼玉県深谷市成塚 字堂前五百六番一	埼玉県深谷市島山 字荒屋敷八百六十 八番ほか二筆	埼玉県深谷市新戒 字飯玉五百八十二 番二ほか二十七筆	埼玉県深谷市新戒 字富士見百五十番 一ほか十四筆	埼玉県深谷市新戒 字飯玉五百七十二 番三ほか二筆
九、五〇一	八〇四	一四、二二一	五〇四	二、二八九	一、一五三	一、三六〇	二、九八八	二四、二四六	一六、三四五	一、六一二

浅見 哲也	株式会社いるま野アグリ	大河内 基行	イオンアグリ創造株式会社	有限会社神扇農業機械化センター	原 伸一	株式会社いるま野アグリ	有限会社ワールドファーム	村岡 正雄	マルコーフーズ株式会社	福島 敏男
町 埼玉県比企郡川島	埼玉県富士見市	埼玉県川越市	千葉県千葉市	埼玉県幸手市	埼玉県坂戸市	埼玉県富士見市	茨城県つくば市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市	埼玉県深谷市
埼玉県比企郡川島町大字中山字六地蔵五百七十八番一ほか十一筆	埼玉県日高市大字馬引沢字北ノ原六十一番一ほか十六筆	埼玉県日高市大字高萩字六反田八百二十七番ほか十六筆	埼玉県日高市大字田波目字道下二十三番三ほか三十一筆	埼玉県幸手市大字神扇字八反割一番一ほか十筆	埼玉県坂戸市大字赤尾字舛田七番ほか三百三十六筆	埼玉県富士見市大字下南畑字八幡脇千八十三番一ほか十四筆	埼玉県深谷市島山字箱崎二百二番	埼玉県深谷市新戒字若宮七百七十八番二	埼玉県深谷市本田字春日丘七千二十四番一ほか五筆	埼玉県深谷市新戒字宮西三百十九番一
九、三六一	二二、九七七	一九、一六二	三一、五一	一三、六六四	二五〇、三三二	八、〇五四	二、〇四七	一、八五二	六、一〇五	一、〇二七

木村 一男	神田 清	株式会社沼田フ ーム	株式会社鹿田農 場	株式会社内野農 場	小高 秀明	大室 昭雄	大野 良介	榎本 行男	内野 郁夫	石川 吉一
町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	埼玉県東松山市	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	埼玉県鴻巣市	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島
ほり町千七百七番一 曲り町千七百七番一 ほか十三筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附三番町三百四 十二番一ほか百十 八筆	埼玉県比企郡川島 町大字東野二百三 十番一ほか四筆	埼玉県比企郡川島 町大字長楽字菩提 木三百四十番二ほ か五十筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 曲り町千九百九十一 番一ほか二十三筆	埼玉県比企郡川島 町大字上猪字前谷 四百十三番二ほか 二百四十九筆	埼玉県比企郡川島 町大字加胡字深町 二十六番一ほか八 十三筆	ほか二筆 町大字曲師字浅間 町四百五十二番一	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百四十九 番一ほか二十三筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 堤外八番町千八百 八十八番一ほか五 十五筆	埼玉県比企郡川島 町大字戸守字寿満 三百二十三番一ほ か一筆
八、五三一	八二、八五二	三、九六〇	四六、〇七一	一九、二四〇	一八九、五四二	六八、九一九	一、八三九	一九、七七〇	三六、八八九	九三五

鈴木 晴三	杉山 進	清水 一明	清水 一郎	坂本 勝男	小峯 宏幸	駒林 八平	駒林 隼人	駒林 宇平	小久保 彰	倉浪 永吉
町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	埼玉県狭山市	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島
埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附三番町三百五 十七番一ほか二筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附三番町四百五 十七番一ほか三筆	埼玉県比企郡川島 町大字鳥羽井字島 居百六十七番ほか 二筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 水深町七百九十六 番一ほか六筆	埼玉県比企郡川島 町大字下小見野字 深町五百四十五番 ほか十筆	埼玉県比企郡川島 町大字紫竹字道上 二百十番ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 曲り町千二百三十 五番ほか十二筆	埼玉県比企郡川島 町大字下小見野字 辻ヶ谷戸町四十五 番	埼玉県比企郡川島 町大字下小見野字 辻ヶ谷戸百九十四 番一	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 前深町二百三十一 番一ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字下八ツ林字 榎町四十五番一ほ か七十七筆
二、 七七一	二、 六一六	二、 八九九	五、 七八一	九、 〇七二	一、 九八二	一一、 四三六	三 九七	九 五五	八 三五	四 三、 五六六

比留間 富雄	林 成幸	長谷部 将久	野村 忠司	野澤 光雄	野口 和利	長島 稔	利根川 義治	遠山 勝元	滝瀬 節雄	染谷 勇一
町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島
埼玉県比企郡川島 町大字鳥羽井新田 字加胡前四百三十 番一ほか六筆	埼玉県比企郡川島 町大字小見野七十 三番ほか二百六十 六筆	埼玉県比企郡川島 町大字牛ヶ谷戸字 姥作百六十六番一 ほか九十五筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 家附一番町八十番 一ほか二筆	埼玉県比企郡川島 町大字北園部字東 内袋百三十二番一 ほか十二筆	埼玉県比企郡川島 町大字東部二百七 十六番	埼玉県比企郡川島 町大字谷中字重代 町百四十一番一	埼玉県比企郡川島 町大字戸守字喜多 五百七十七番一ほ か二十九筆	埼玉県比企郡川島 町大字伊草字下川 袋町八百七十二番 一ほか五十四筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 水深町八百三十二 番二ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字加胡字深町 四十八番ほか百八 筆
五、六三二	二二〇、〇七一	七四、八六三	一、九八一	九、二二〇	六〇五	九五五	一五、〇九七	二九、七四九	一、三三〇	八一、八五八

横川 二三男	横川 博一	横川 稔一	横川 進	矢部 義一	安野 治作	矢内 光秋	丸山 祐市	降田 寅二	二松 正憲	藤森 力
町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島
埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 水深町七百五十七 番三ほか十九筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 前深町二百九十七 番一ほか十一筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 八反町七百三十九 番一ほか八筆	埼玉県比企郡川島 町大字虫塚字谷中 前町百七十二番一 ほか四筆	埼玉県比企郡川島 町大字平沼字新田 前二百八十五番一 ほか四筆	埼玉県比企郡川島 町大字吹塚字向田 七百二十七番一	埼玉県比企郡川島 町大字下貉字堀北 四百二十九番一ほ か五筆	埼玉県比企郡川島 町大字吹塚字鶴巻 五百二十四番一ほ か七筆	埼玉県比企郡川島 町大字梅ノ木字薬 師面町百四番一ほ か六十七筆	埼玉県比企郡川島 町大字正直字下郷 二百三十番一ほか 三筆	埼玉県比企郡川島 町大字表字東道内 百五十五番一
一五、〇三三	一一、〇八六	八、二三〇	四、四七二	四、七五一	四九五	四、四一七	五、二三八	四三、七二一	三、七八七	二九四

勝田 ひろ子	勝田 正	恩田 明	小高 理男	荻野 勇	大室 禎三	大久保 紀雄	石井 久雄	青木 幸雄	横川 通夫	横川 昌弘
町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡川島	町 埼玉県比企郡川島
埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字柳 町二千百六十一番 ほか五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字横 捲り二千九十一番	埼玉県比企郡吉見 町大字前河内字裏 通百三十七番一ほ か三筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字仮 名田二千四百八十 二番	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字惣 下田町千九百二十 八番ほか五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字沖田 百八十一番一ほか 五十九筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字横 捲り二千百五番一 ほか三筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字四 登り二千六百三十 番一	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字田 中町二千五百六十 番一ほか一筆	埼玉県比企郡川島 町大字上小見野字 水深町八百番一ほ か三筆	埼玉県比企郡川島 町大字鳥羽井字鳥 居百六十三番ほか 三筆
三、 二九九	五五五	二、 六六〇	四〇九	四、 一八二	四三、 二三二	一、 六八二	二三六	五四二	二、 五二〇	三、 九六四

長澤 之幸	田中 治夫	鈴木 岑一郎	島村 義秋	島田 悦和	島田 要一	島田 佳一郎	砂生 治吉	栗林 一之	園 株式会社横田農	勝田 文子
町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見
八番 反田二千二百三十八番 ほか十五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字五 下田町二千三十二番 ほか二十一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字東 三町二千七百三十二番 一	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字惣 下田町千九百三十六番 ほか二十四筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字新 屋敷二千五百三十二番	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字八 反町二千三百八十四番 ほか六筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字惣 下田町千九百三十三番 ほか八十一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅 百二十六番一ほか 五筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字四 登り二千六百二十五番	埼玉県比企郡吉見 町大字上銀谷字下 前二百三十三番五 ほか七十二筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字柳 町二千九百九十一番 ほか二筆
九、二九四	一八、九七三	五七〇	一八、二八二	四五六	五、七六三	六六、一九六	四、五九七	五一九	六〇、七二七	三、四二七

松本 忠一郎	松本 眞一	降田 淳二	福田 秋男	平井 倉吉	野本 金生	長嶋 博道	長島 博	長島 利行	長島 壯司	長島 覚十郎
町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見
捲 一筆 町 埼玉県比企郡吉見 大字久保田字横 二番 二番 ほか六十八番	町 埼玉県比企郡吉見 大字久保田字惣 下田町千九百三十 番 ほか六十八番	町 埼玉県比企郡吉見 大字久保田字五 反田二千二百三十 番	町 埼玉県比企郡吉見 大字久保田字東 三町二千七百三十 七番	町 埼玉県比企郡吉見 大字久保田字惣 下田町千九百五十 番 ほか四番	町 埼玉県比企郡吉見 大字久保田字東 三町二千七百三十 三番	町 埼玉県比企郡吉見 大字久保田字惣 下田町千九百九十 五番	町 埼玉県比企郡吉見 大字大串字上西 浦四百八十七番一 ほか四十三番	町 埼玉県比企郡吉見 大字大串字金田 四番 ほか五番	町 埼玉県比企郡吉見 大字久保田字四 登り二千六百三十 一番	町 埼玉県比企郡吉見 大字大串字金田 十番 一ほか百九十 三番
八八八	五二、二六二	六〇四	一六八	四、六五五	七七三	三九六	三一、六八七	四、四六三	二四三	一五七、二一九

吉野 茂夫	吉野 茂男	吉澤 政宏	吉澤 健司	横田 芳之	横田 清作	安野 敏雄	安野 定男	森田 義政	南 正子	松本 昌文
町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	埼玉県東松山市	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	町 埼玉県比企郡吉見	埼玉県東松山市	埼玉県東松山市	町 埼玉県比企郡吉見
埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字西 三丁二千七百六十 三番一	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字八 反町二千三百六十 八番二ほか四筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字田 中町二千五百六十 九番一ほか二筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字宿 北九百八十七番一	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字南 沖田二千六十三番 一ほか三筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字新 屋敷二千五百十六 番一ほか一筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字宿 北九百七十二番ほ か八筆	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字南 沖田二千七十四番	埼玉県比企郡吉見 町大字西吉見八十 四番	埼玉県比企郡吉見 町大字大串字輝羅 百四十四番	埼玉県比企郡吉見 町大字久保田字西 三丁二千八百十五 番一
五六九	二、 五八〇	一、 五八八	三二八	一、 七〇〇	一、 九三七	三、 一四三	一、 三四二	六、 七四一	二六一	五四二

金子 勝彦	吉野 晃行
埼玉県比企郡ときがわ町	埼玉県比企郡吉見町
埼玉県比企郡鳩山町大字高野倉字川端百五十番二ほか二筆	埼玉県比企郡吉見町大字久保田字五反田二千二百九番一
三、七三五	一、一四二

二 申請年月日

平成三十年十二月十七日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成三十一年一月八日から平成三十一年一月二十二日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉県種苗センターの指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益社団法人埼玉県農林公社

埼玉県行田市大字真名板千九百七十五番一

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたまスーパーアリーナの指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社さいたまアリーナ

埼玉県さいたま市中央区新都心八番地

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

嵐山町大字勝田の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市整

備部都市計画課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課、吉見町まち整備課

四 縦覧期間

平成三十一年一月八日から平成三十一年一月二十二日まで

告示

埼玉県告示第十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

宮代町大字和戸、大字国納の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部

都市計画課、宮代町まちづくり建設課、杉戸町都市施設整備課

四 縦覧期間

平成三十一年一月八日から平成三十一年一月二十二日まで

告 示

埼玉県告示第十五号

日高市から川越都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号で告示した草加都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、次のとおり告示する。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

八潮市

二 都市計画事業の種類及び名称

草加都市計画下水道事業八潮公共下水道

三 事業施行期間

昭和四十九年九月二十七日から

平成三十三年三月三十一日まで

四 変更に係る事業地

イ 汚水

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和四十九年埼玉県告示第千五百五十八号、昭和五十六年埼玉県告示第四百二十五号、昭和五十七年埼玉県告示第四百五十五号、昭和五十九年埼玉県告示第百六十三号、昭和六十一年埼玉県告示第千八百一号、平成元年埼玉県告示第三百六十三号、平成三年埼玉県告示第六百七十一号、平成六年埼玉県告示第四百九十二号、平成十年埼玉県告示第百六十六号、平成十一年埼玉県告示第千二百三十一号、平成十二年埼玉県告示第千百六十二号、平成十四年埼玉県告示第千五百九十七号、平成十六年埼玉県告示第六百五十二号、平成十九年埼玉県告示第四百九十三号、平成二十三年埼玉県告示第三百九十九号、平成二十五年埼玉県告示第四百十六号、平成二十七年埼玉県告示第千三百六号及び平成二十九年埼玉県告示第七百十五号の事業地に、八潮市大字大瀬字中通、字根郷及び字下通、大字古新田字西通、字六町田、字出津、字清水田及び字東通並びに大字圻字野耕地を加える。

ロ 雨水

(1) 収用の部分

変更なし

(2)

使用の部分
変更なし

告 示

埼玉県告示第十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、こども動物自然公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、熊谷スポーツ文化公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、埼玉スタジアム2002公園の指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人埼玉県公園緑地協会

埼玉県さいたま市大宮区高鼻町四丁目百三十番地

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

告 示

埼玉県教委告示第二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、さいたま文学館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成三十一年一月八日

埼玉県教育委員会教育長 小 松 弥 生

一 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

桶川地域文化振興共同事業体

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目十二番四号

二 指定の期間

平成三十一年四月一日から平成三十六年三月三十一日まで